

松江市告示第 335 号

令和 6 年度国民健康保険料率及び保険料軽減額を決定したので、松江市国民健康保険条例(平成 17 年松江市条例第 230 号)第 16 条第 3 項、第 20 条の 5 第 3 項、第 24 条第 3 項並びに第 29 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定により次のとおり告示し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 5 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 6.81
 - (2) 被保険者均等割 26,100 円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 16,620 円
 - イ 特定世帯 8,310 円
 - ウ 特定継続世帯 12,465 円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 3.13
 - (2) 被保険者均等割 11,820 円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 7,860 円
 - イ 特定世帯 3,930 円
 - ウ 特定継続世帯 5,895 円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100 分の 2.76
 - (2) 被保険者均等割 12,660 円
 - (3) 世帯別平等割 6,240 円
- 4 基礎賦課額の軽減額
 - (1) 条例第 29 条第 1 項第 1 号に規定する保険料の減額 (7 割軽減額)
 - ア 被保険者均等割 18,270 円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 11,634 円

- | | |
|--|----------|
| (イ) 特定世帯 | 5,817 円 |
| (ウ) 特定継続世帯 | 8,726 円 |
| (2) 条例第 29 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額 (5 割軽減額) | |
| ア 被保険者均等割 | 13,050 円 |
| イ 世帯別平等割 | |
| (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 | 8,310 円 |
| (イ) 特定世帯 | 4,155 円 |
| (ウ) 特定継続世帯 | 6,233 円 |
| (3) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額 (2 割軽減額) | |
| ア 被保険者均等割 | 5,220 円 |
| イ 世帯別平等割 | |
| (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 | 3,324 円 |
| (イ) 特定世帯 | 1,662 円 |
| (ウ) 特定継続世帯 | 2,493 円 |

5 後期高齢者支援金等賦課額の軽減額

- | | |
|--|---------|
| (1) 条例第 29 条第 1 項第 1 号に規定する保険料の減額 (7 割軽減額) | |
| ア 被保険者均等割 | 8,274 円 |
| イ 世帯別平等割 | |
| (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 | 5,502 円 |
| (イ) 特定世帯 | 2,751 円 |
| (ウ) 特定継続世帯 | 4,127 円 |
| (2) 条例第 29 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額 (5 割軽減額) | |
| ア 被保険者均等割 | 5,910 円 |
| イ 世帯別平等割 | |
| (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 | 3,930 円 |
| (イ) 特定世帯 | 1,965 円 |
| (ウ) 特定継続世帯 | 2,948 円 |
| (3) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額 (2 割軽減額) | |
| ア 被保険者均等割 | 2,364 円 |
| イ 世帯別平等割 | |
| (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 | 1,572 円 |
| (イ) 特定世帯 | 786 円 |

(ウ) 特定継続世帯 1,179 円

6 介護納付金賦課額の軽減額

(1) 条例第 29 条第 1 項第 1 号に規定する保険料の減額 (7 割軽減額)

ア 被保険者均等割 8,862 円

イ 世帯別平等割 4,368 円

(2) 条例第 29 条第 1 項第 2 号に規定する保険料の減額 (5 割軽減額)

ア 被保険者均等割 6,330 円

イ 世帯別平等割 3,120 円

(3) 条例第 29 条第 1 項第 3 号に規定する保険料の減額 (2 割軽減額)

ア 被保険者均等割 2,532 円

イ 世帯別平等割 1,248 円